

# 倉敷市都市公園・遊園内での小型無人機（ドローン）等の飛行禁止について

公園内等での市民の皆さまの安全を確保する観点から、都市公園及び遊園内において小型無人機（ドローン）を含む無線操縦飛行機について「飛行禁止」とします。

## 1 対象施設

本市が管理する都市公園及び遊園

## 2 条例の解釈

倉敷市公園条例第6条において行為の禁止として規定されている「公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。」に該当

## 3 飛行禁止の内容

原則飛行禁止とする。ただし次の場合は飛行可とする。

※重量に関係なくすべての小型無人機等が、原則飛行禁止の対象

- (1) 警察、消防等の活動に使用する場合
- (2) 事故や災害時の公共機関等による捜索・救助等の場合
- (3) 4の許可基準に適合する飛行申請に対しての許可

## 4 許可基準

- (1) 事業者による申請で、一定の操縦講習等を受けた者が操縦すること。
  - (2) 落下被害に対する保険に加入していること。
  - (3) 危険と判断される場合は飛行しないこと。
  - (4) 使用時間帯は、日の出から日没までの間であること。
  - (5) 小型無人機等及び周囲の状況を操縦者が常時目視により監視できる場所であること。
  - (6) 飛行時には操縦者とは別に監視員を配置すること。
  - (7) 小型無人機等と人または物件との間に十分な距離（30m）を保つこと。
  - (8) 小型無人機等により公園利用者に危害を与え、または公園施設を損傷するおそれがある物件を輸送しないこと。（例：爆発物または易燃性を有する物件、その他有害物件等）
  - (9) 小型無人機等から物件を投下しないこと。
  - (10) 原則として第三者の上空で小型無人機等を飛行させないこと。（やむを得ず、第三者の上空で飛行させる場合には、追加的な安全対策を求める場合がある。）
  - (11) 撮影を行う場合は、プライバシーの保護に関する配慮がなされること。
  - (12) 市の許可を受けて、公園にて小型無人機等を飛行させる場合は、必ず市の許可証を携帯すること。
- ※ 飛行予定区域の外周30m以内に第三者が立ち入ることができないように柵を設けるなどしたうえで、警備員を配置すること。

## 5 申請方法

小型無人機等の飛行予定日の30日前までに、公園内行為許可申請書により倉敷市長（公園緑地課）へ関係書類を添付の上、申請してください。

なお、次の場合は、事前に国土交通大臣の許可を得てから申請してください。

- (1) 人や家屋が密集する地域（国勢調査の人口集中地区）内の公園等で飛行する場合
- (2) 公園等内の地表または水面から150m以上の高さの空域で飛行する場合

※ 倉敷市内の公園及び遊園では、重量に関係なくすべての小型無人機等を申請の対象としていますが、国土交通大臣への申請は200g未満の場合は不要です。

## 6 公園使用料

(1) 飛行予定区域	1平方メートル	1日	11円
(2) 業として写真を撮影するもの	写真機1台	1月	660円
業として映画を撮影するもの		1日	8,250円以内
公園使用料 = (1) + (2)			(※令和元年10月1日改正)

## 関係書類

- (1) 操縦者が一定の操縦講習・認定等を受けた者である証の写し（操縦講習・認定等を受けていない者の場合は、10時間以上の飛行経歴を有することを示す経歴書（任意様式））
- (2) 落下被害（対人及び対物）に対する賠償責任保険に加入している証の写し
- (3) 小型無人機等の飛行を予定している公園の範囲を示す図面。ほか、操縦者の位置（移動範囲）、監視員の位置（移動範囲）も示すこと。
- (4) 小型無人機等の写真、小型無人機等の仕様等がわかる取扱説明書等の仕様の写し
- (5) 5の申請方法（1）及び（2）の場合における申請は、国土交通大臣の許可証の写し（別添様式）倉敷市公園・遊園内における小型無人機等無線操縦飛行機飛行許可申請確認書

### 国土交通大臣への申請先

大阪航空局

〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

大阪航空局保安部運用課 無人航空機審査担当あて

Fax : 06-6920-4041 Mail : cab-wmujin-daihyo@mlit.go.jp

※詳しくは国土交通省のホームページをご覧ください。

<お問い合わせ先>無人航空機ヘルプデスク 0570-783-072

## 7 その他

本市が管理する都市公園及び遊園以外における、小型無人機等の飛行については、施設（土地）の所有者へ問い合わせください。